

サザンヒル八事分譲住宅大規模修繕委員会に関する細則

(総則)

第1条 この細則は、サザンヒル八事分譲住宅管理組合理事会規約第57条及び第80条に基づき、管理組合理事会（以下「理事会」という。）を補佐し、大規模修繕に関する項目について助言する諮問機関の必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 諮問機関は、サザンヒル八事分譲住宅大規模修繕委員会（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第3条 委員会は、理事会で提起された修繕計画に関する事項について調査協議し、各棟の要望事項を集約、整理し、理事会に報告するものとする。

(事業)

第4条 本委員会は、上記の目的のため、次の報告を行うものとする。

- 一 サザンヒル八事分譲住宅の修繕計画方法に関すること。
- 二 前号にともなう費用に関すること
- 三 第一号にともなう修繕などに関する協定の運用に関すること。
- 四 大規模修繕工事の点検確認に関すること。
- 五 理事会から要請があった場合は、これを調査し理事会に報告すること。
- 六 その他、理事会から諮問された事項、各棟の要望に関すること。

(委員)

第5条 委員会の委員は、大規模修繕委員（以下「委員」という。）と称し、区分所有者及び居住者の中から、各棟少なくとも二名の代表者をもって構成するものとする。ただし、定数は特に定めない。

- 二 理事会は、委員の選定、および解任を行う。

(任期)

第6条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

(役員)

第7条 委員会に委員長一名と副委員長若干名を置く。

- 二 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選ばれるものとする。
- 三 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在など故ある場合には、その職務を行う。
- 四 理事長は必要に応じ、委員会に出席し、意見を述べる事が出来る。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が必要に応じて招集するものとする。ただし、委員の三分之一が賛成した場合には、この限りではない。

- 2 前項により招集された会議には、理事長が指名する理事も加えることができるものとする。

(予算)

第9条 委員会の運営に必要な経費は、管理組合が負担する。

(附則)

この細則は、平成16年5月16日から施行する。

この細則は、平成17年5月22日から施行する。

この細則は、令和5年5月21日から施行する。